公 示

鉄道事業者の旅客運賃の上限変更認可申請について	• • •	2
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止	•••	4
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止		8

公示

鉄道事業法施行規則第72条の規定に基づき、下記のとおり公示する。 なお、本件について意見の聴取を申請しようとするときは、公示の日から10 日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を関東運輸局長あて提出されたい。

記

- 1. 氏名又は名称及び住所
- 2. 事案の件名及び番号
- 3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和5年6月15日

関東運輸局長 新田 慎二

○普通鉄道事業

事 案 番 号5 鉄公第1号申 請 者流鉄株式会社事案の内容

- 1. 適用路線 流山線 流山 ~ 馬橋 5. 7キロ
- 2. 設定しようとする事項

普通旅客運賃及び定期旅客運賃(別紙のとおり)

別紙

(1) 普通旅客運賃

現 行		申 請	
(対キロ区間制)		(対キロ区間制)	
2キロまで	130円	2キロまで	140円
2キロを超え3キロまで	140円	2キロを超え3キロまで	150円
3キロを超え4キロまで	170円	3キロを超え4キロまで	190円
4キロを超え5キロまで	180円	4キロを超え5キロまで	200円
5キロを超え6キロまで	200円	5キロを超え6キロまで	220円

(2) 定期旅客運賃

○通勤定期旅客運賃(1ヶ月)

現 行		申言	青
(対キロ区間制)		(対キロ区間制)	
2キロまで	5090円	2キロまで	5600円
2キロを超え3キロまで	5500円	2キロを超え3キロまで	6050円
3キロを超え4キロまで	6360円	3キロを超え4キロまで	7000円
4キロを超え5キロまで	7210円	4キロを超え5キロまで	7940円
5キロを超え6キロまで	8060円	5キロを超え6キロまで	8870円

○通学定期旅客運賃 (1ヶ月)

現	<u> </u>	申 請	
(対キロ区間制)		(対キロ区間制)	
2キロまで	3610円	2キロまで	3980円
2キロを超え3キロまで	3910円	2キロを超え3キロまで	4310円
3キロを超え4キロまで	4530円	3キロを超え4キロまで	4990円
4キロを超え5キロまで	5140円	4キロを超え5キロまで	5660円
5キロを超え6キロまで	5740円	5キロを超え6キロまで	6320円

公示

23C10号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年6月15日

関東運輸局長 新田慎二

1. 届出の内容等

1. 届出の内容等	
事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	2 3 C 1 0
届出を行った一般乗合	ちばフラワーバス 株式会社
旅客自動車運送事業者名	
対象となる路線	事案番号 2 3 C 1 0 - 1
	千葉県山武市成東1542-1地先
	千葉県東金市家之子483-1地先
	0.98キロ
	事案番号 2 3 C 1 0 - 2
	千葉県東金市家之子483-1地先
	千葉県東金市求名37-1地先
	1. 17キロ
	事案番号 2 3 C 1 0 - 3
	千葉県千葉市花見川区武石 1 丁目地先(武石 I C)
	千葉県千葉市花見川区幕張町4-534-2番地先
	1.58丰口
·	
	事案番号 2 3 C 1 0 - 4
	千葉県千葉市花見川区幕張町4-534-2番地先
	十葉県千葉市美浜区中瀬町1丁目地先(中瀬交差点)
	0.93キロ
	事案番号 2 3 C 1 0 - 5
	千葉県千葉市美浜区豊砂1-4番地先
	十葉県千葉市美浜区浜田 2 - 4 3 番地先
	0.65キロ
*	事案番号 2 3 C 1 0 - 6
	千葉県千葉市美浜区豊砂1番地先 - 工芸県工芸士美浜区浜田 0 4 5 7 円 1 世
	十葉県千葉市美浜区浜田2-45-7号地先 0-20+5
	0.20キロ
	 事案番号 23C10-7
	手条留号 23010-7 千葉県千葉市美浜区浜田2-45-7号地先
	一
	0.10丰口

	事案番号 23C10-8 千葉県千葉市美浜区浜田2-45-7号地先 千葉県千葉市美浜区浜田2-45-7号地先 0.07キロ 事案番号 23C10-9 千葉県千葉市美浜区浜田2-45-7号地先 千葉県千葉市美浜区浜田2-45-7号地先 0.10キロ
廃止の予定日	令和5年11月16日
廃止を必要とする理由	コロナ以前より利用実績が非常に低く現在コロナにより
	およそ3年間運休している中、他路線の現状を鑑みて再
	開しても改善は見込めないため廃止を決定した。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①~④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は千葉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、 実施予定日の10日前までに別途通知します。

(参 考)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2 第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることで実施可能となって います。この意見の聴取は、本事案に係る廃止を行った場合における旅客利便の確保 についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく廃止の実施日の繰り上げが 可能かどうかを判断するために行うものです。 意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

公示

23C11号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年6月15日

関東運輸局長 新田慎二

1. 届出の内容等

1. 届出の内容等	
事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号	2 3 C 1 1
届出を行った一般乗合	ちばフラワーバス 株式会社
旅客自動車運送事業者名	
対象となる路線	事案番号 2 3 C 1 1 - 1
	千葉県千葉市中央区4-1番地先
	千葉県千葉市中央区本千葉町7-12番地先
	0.17キロ
	事案番号 2 3 C 1 1 - 2
	千葉県千葉市中央区本千葉町7-12番地先
	千葉県千葉市中央区本千葉町16-7番地先
	0.06丰口
	事案番号 2 3 C 1 1 - 3
	千葉県千葉市中央区本千葉町16-7番地先
	千葉県千葉市中央区富士見2-7-16番地先
	0.30丰口
	事案番号 2 3 C 1 1 - 4
	千葉県千葉市中央区富士見2-7-16番地先
	千葉県千葉市中央区富士見2-9-5番地先
	0.21丰口
	事案番号 2 3 C 1 1 - 5
	葉県千葉市中央区富士見2-7-16番地先
	葉県千葉市中央区登戸1-19-12番地先
	1.10キロ
	事案番号 23C11-6
	十葉県千葉市美浜区幸町1-1-1番地先
	十葉県千葉市美浜区幸町 2 丁目地先
	2.22+口
	事案番号 23C11-7
•	千葉県千葉市美浜区幸町2丁目地先
	十葉県千葉市美浜区新港224-1番地先
	2.38キロ

事案番号 23C11-8

千葉県千葉市美浜区新港224-1番地先 千葉県千葉市美浜区美浜1地先

4.54 丰口

事案番号 23C11-9

千葉県千葉市美浜区美浜 1 地先 千葉県千葉市美浜区ひび野 2 - 3 番地先 0.34キロ

事案番号 23C11-10

千葉県千葉市美浜区美浜1地先 千葉県千葉市美浜区ひび野1-110番地 1.41キロ

事案番号 23C11-11

千葉県千葉市美浜区ひび野1-110番地 千葉県千葉市美浜区ひび野1-7番地 0.41キロ

事案番号 23C11-12

千葉県千葉市美浜区ひび野1-110番地 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2地先 0.17キロ

事案番号 23C11-13

千葉県千葉市美浜区ひび野1-7番地 千葉県千葉市美浜区ひび野1-3番地 0.17キロ

事案番号 23C11-14

千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1番地先 千葉県千葉市美浜区ひび野2-116番地先 0.49キロ

事案番号 23C11-15

千葉県千葉市美浜区豊砂 3 - 1 地先 千葉県千葉市美浜区豊砂 7 番地先

1. 73 丰口

事案番号 23C11-16

千葉県千葉市美浜区幸町2丁目地先 千葉県千葉市美浜区ひび野1-3番地先

4. 96 丰口

事案番号 23C11-17

千葉県千葉市美浜区豊砂1-4地先 千葉県千葉市美浜区豊砂3-1番地先

0.70 丰口

事案番号 23C11-18

千葉県千葉市美浜区豊砂7番地先 千葉県千葉市美浜区豊砂8番地先

0.32 丰口

事案番号 23C11-19

千葉県千葉市美浜区豊砂7番地先 千葉県千葉市美浜区豊砂1-4地先

0.28丰口

事案番号 23C11-20

千葉県千葉市美浜区豊砂 8 番地先 千葉県千葉市美浜区豊砂 1 番地先

0.31 丰口

事案番号 23C11-21

千葉県千葉市美浜区豊砂1番地先 千葉県千葉市美浜区豊砂1-4地先

0.27キロ

廃止の予定日

令和5年11月16日

廃止を必要とする理由

コロナ以前より利用実績が非常に低く現在コロナにより およそ3年間運休している中、他路線の現状を鑑みて再 開しても改善は見込めないため休止を決定した。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①~④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は千葉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、 実施予定日の10日前までに別途通知します。

(参 考)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2 第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることで実施可能となって います。この意見の聴取は、本事案に係る休止を行った場合における旅客利便の確保 についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく休止の実施日の繰り上げが 可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。